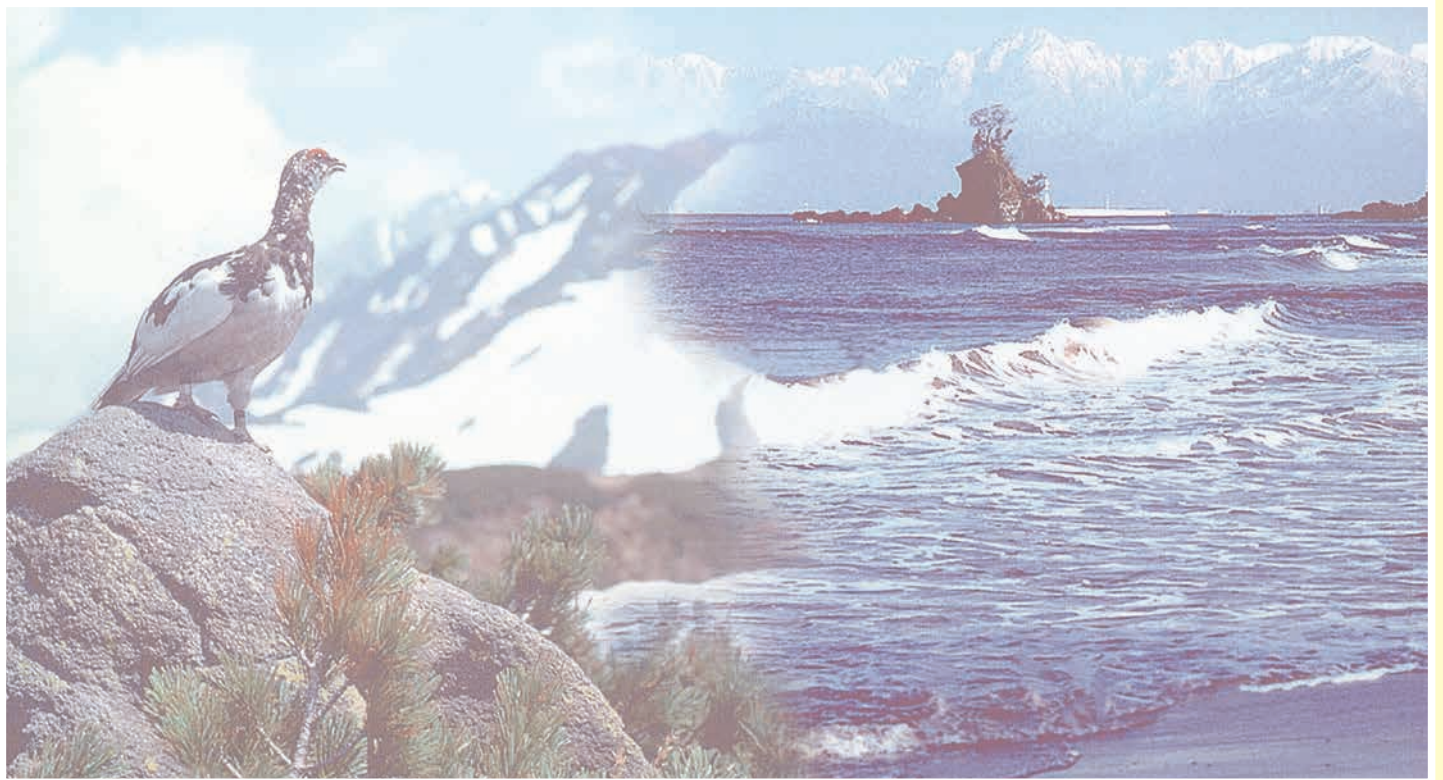


2026 DISCLOSURE

さわやか医信 みんなのきずな



さわやか医信 みんなのきずな

富山県医師信用組合

目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
当組合の歩み	2
事業の組織	3
役員の一覧	4
組合員の推移	4
第61回通常総会について	4
令和7年度事業概況	5
主な経営指標	5
地域密着型金融の取組状況	6
中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況	7
第四次中期経営計画	9
経営者保証に関するガイドラインへの対応	11
法令遵守態勢	12
金融 ADR 制度	13
リスク管理態勢	15
資料編 [経営の状況]	17

ごあいさつ

先生方には、日ごろより当組合をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。
ます。

ここに、富山県医師信用組合の「ディスクロージャー誌（令和8年3月期第61期）」を作成し、ホームページ上に開示しましたのでお知らせいたします。

本誌では、当組合の令和7年度の業績や経営内容などについて紹介しておりますので、ぜひご一読いただき、当組合に対するご理解の一助としていただければ幸いです。



令和7年度は、米国関税政策発動による世界的な影響が懸念されましたが、徐々に先行きの不透明感が薄れたことや、国内の物価や賃金の上昇等から、日本銀行は政策金利を約30年振りの高水準となる0.75%へ引き上げました。また、日米の株価が史上最高値を更新するなど、世界経済は概ね堅調に推移しました。

しかし、令和7年度終盤に中東情勢がにわかに緊迫化し、先行きの不確実性が急激に高まりました。政治、経済、金融などあらゆる面で日本への影響も大きく、今後の情勢は予断を許しません。令和8年度につきましても不確実性が高く、国内外ともに先行きが見通しにくい状況が続いています。

当組合の第四次中期経営計画では、『医師専門の金融機関として、地域医療の発展に貢献する』ことを基本方針に掲げています。富山県医師会の関連団体として、先生方に安心・信頼してお取引いただけるよう、財務基盤の充実に努めるとともに、健全なガバナンス態勢を確保し、堅実な経営を実践することとしています。

また、当組合は経済・金融環境が大きく変化する中でも、先生方のお役にたてるよう、預金金利はできる限り高く、貸出金利はできる限り低く設定しております。

令和7年度は、当組合創立60周年を迎えました。引き続き、医師会員・組合員のために設立された非営利目的の金融機関としての原点と、先人の皆様、先生方への感謝を忘れることなく、医業域信用組合ならではの取り組みを地道に継続していく所存ですので、引き続き当組合をご利用賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年7月

富山県医師信用組合

理事長

村上 美也子

経 営 方 針

■基本的な考え方（経営理念）

当組合は昭和40年6月の創業以来、医業域信用組合として、組合員である開業医・勤務医の先生方に対し、相互扶助の精神を基本に、医業経営のアシスタントとなり、ひいては地域医療の発展に寄与することを経営理念としております。

■経営方針

- 1 健全経営を念頭に、正確な事務処理、迅速な対応、親身な対応で良質な金融サービスの提供に努めることとします。
- 2 法令等遵守を経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、誠実かつ公正に業務を遂行します。

■運用方針

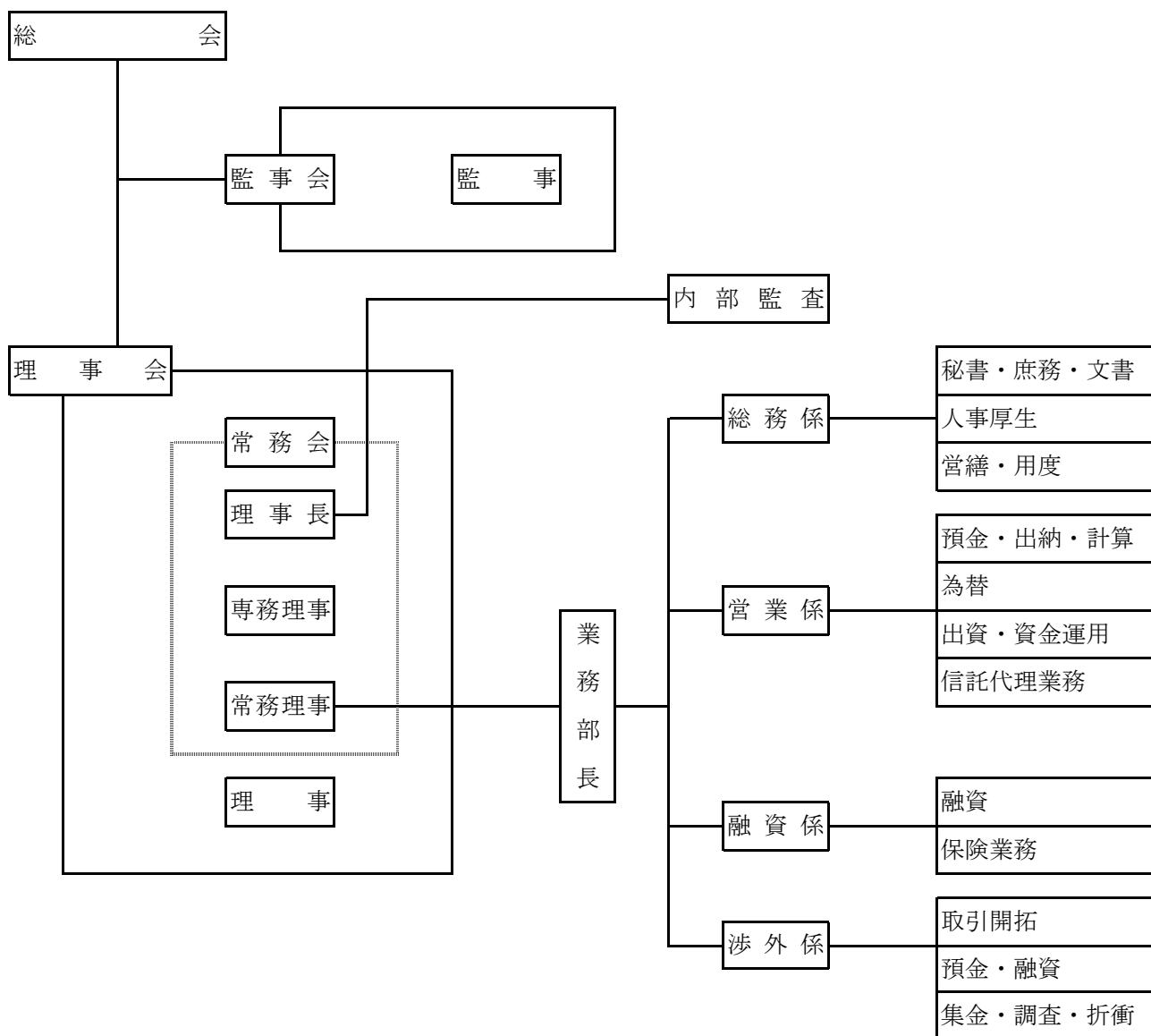
- 1 組合員のニーズを発掘して、貸出金の増強に積極的に取り組みます。
- 2 有価証券の運用は、安全性を重視した安定的な運用収益の確保に努めます。
- 3 信用リスクや金利リスク等全てのリスクを認識し、統合的なリスク管理を実施します。

当組合のあゆみ（沿革）

- | | | | |
|-------------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|
| ■昭和39年4月16日 | 富山県医師会代議員会において組合設立準備のための調査費を承認 | ■平成30年1月29日 | 各種ローンのWEB申込みの取扱いを開始 |
| ■昭和40年2月27日 | 設立内認可申請書を富山県知事に提出 | ■平成30年4月2日 | 三井住友信託銀行の代理店となり遺言信託・遺産整理の取り扱いを開始 |
| ■昭和40年6月15日 | 設立総会を北陸銀行本店にて開催
初代理事長に福田博先生就任 | ■平成30年6月19日 | 利用分量配当制度の導入 |
| ■昭和40年7月10日 | 富山県医師会館（富山市総曲輪）にて営業開始 | ■令和元年6月21日 | 第54回通常総会において役員選出方法を「選任制」に改正 |
| ■昭和40年7月12日 | 全国信用協同組合連合会に加盟 | ■令和3年6月1日 | SBI生命保険と団体信用生命保険契約の締結 |
| ■昭和49年6月1日 | 第二代理事長に田上康先生就任 | ■令和4年1月4日 | 組合加入・口座開設のWEB申込の取扱開始 |
| ■昭和55年6月1日 | 第三代理事長に本多幸男先生就任 | ■令和5年1月4日 | SBI生命保険の団体信用生命保険契約のWEB申込開始 |
| ■昭和56年9月7日 | 富山県医師会館新築移転（富山市蜷川）に伴い、同会館2階にて新事務所開設 | ■令和5年7月24日 | 富山県医師会館新築移転（富山市黒崎）に伴い、同会館2階にて新事務所開設 |
| ■昭和60年7月7日 | 創立20周年記念式典・祝賀会開催 | ■令和6年6月25日 | 第九代理事長に村上美也子先生就任 |
| ■昭和63年6月1日 | 第四代理事長に広瀬友二先生就任 | ■令和7年4月1日 | 当組合創立60周年記念「融資金利据え置きキャンペーン」を実施。 |
| ■平成6年6月1日 | 第五代理事長に出口国夫先生就任 | ■令和7年7月1日 | SBI生命保険の連生団体信用生命保険の取り扱いを開始 |
| ■平成7年7月2日 | 創立30周年記念式典・祝賀会開催 | ■令和8年1月22日 | 富山県警察と特殊詐欺等の情報提供に関する協定締結 |
| ■平成14年6月25日 | 第六代理事長に篠川賢久先生就任 | | |
| ■平成18年1月16日 | ホームページ開設 | | |
| ■平成19年6月26日 | 第七代理事長に福田孜先生就任 | | |
| ■平成20年5月7日 | SKCシステムがスタート | | |
| ■平成26年6月20日 | 第八代理事長に馬瀬大助先生就任 | | |
| ■平成27年6月7日 | 創立50周年記念式典・祝賀会開催 | | |
| ■平成29年3月13日 | ATMを設置しキャッシュカードを発行 | | |
| ■平成29年7月10日 | ドクターカードローン及びメディカルカードローンを発売 | | |

事業の組織

【経営管理体制（組織図）】



役員一覧(理事および監事の氏名・役職名) (令和8年6月23日現在)

理 事 長	村上美也子	理 事	土田 敏博
専務理事	堀地 肇		金田 真
常務理事	稲松 孝則		松 智彦
理 事	道振 義治		高橋 英雄
	舟坂 雅春		福田 一仁
	青山 圭一	監 事	藤田 一
	成瀬 隆倫		藤田 聡
	沼田 仁成	員外監事	山本 一三
	藤木 龍輔		(弁護士)
	南里 泰弘	員外監事	梶谷 昭
	津田 博		(公認会計士)
	白崎 文朗		

注) 当組合は、弁護士と公認会計士の2名の員外監事の選任により、ガバナンスの向上や経営の透明性を高めるよう努めております。

組合員の推移

(単位:人)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
個 人	1,143	1,149
法 人	237	239
合 計	1,380	1,388

第61回通常総会について

■開催日：令和8年6月23日(火)

■第61回通常総会の報告

事業の概況、庶務事項、事業成績の推移、当組合の現況

■第61回通常総会決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
本件は原案どおり承認可決されました。
- 第2号議案 令和8年度事業計画、および収支予算案承認の件
本件は原案どおり承認可決されました。
- 第3号議案 組合が借入する最高限度額決定の件
本件は原案どおり承認可決されました。
- 第4号議案 理事、監事全員任期満了につき理事17名、監事4名選任の件
本件は原案どおり承認可決されました。
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
本件は原案どおり承認可決されました。

令和7年度 経営環境・事業概況

令和7年度は、米国関税政策発動による世界的な影響が懸念されましたが、徐々に先行きの不透明感が薄れたことや、国内の物価や賃金の上昇等から、日本銀行は政策金利を約30年振りの高水準となる0.75%へ引き上げました。また、日米の株価が史上最高値を更新するなど、世界経済は概ね堅調に推移しました。

しかし、令和7年度終盤に中東情勢がにわかに緊迫化し、先行きの不確実性が急激に高まりました。政治、経済、金融などあらゆる面で日本への影響も大きく、今後の情勢は予断を許しません。令和8年度につきましても不確実性が高く、国内外ともに先行きが見通しにくい状況が続いています。

当組合の第四次中期経営計画では、『医師専門の金融機関として、地域医療の発展に貢献する』ことを基本方針に掲げています。富山県医師会の関連団体として、先生方に安心・信頼してお取引いただけるよう、財務基盤の充実に努めるとともに、健全なガバナンス態勢を確保し、堅実な経営を実践することとしています。

また、当組合は経済・金融環境が大きく変化する中でも、先生方のお役にたてるよう、預金金利はできる限り高く、貸出金利は

できる限り低く設定しております。

令和8年3月末の実績は、預金につきましては、年間1,859百万円の減少となりました。貸出金につきましては、新規開業や住宅資金等への積極的な取り組みにより年間428百万円の増加となりました。収益につきましては、コア業務純益は230百万円、当期純利益は128百万円と相応の利益を確保しました。経営体力につきましては、自己資本比率は24%台と高い水準を維持しております。組合員数につきましては、年間で37名の脱退がありましたが、ウエルカムローンやマイカーローンををはじめ魅力ある商品が浸透したことにより、勤務医の先生方を中心に45名の加入があり、8名増加しました。

令和7年度は、当組合創立60周年を迎えました。引き続き、医師会員・組合員のために設立された非営利目的の金融機関としての原点と、先人の皆様、先生方への感謝を忘れることなく、医業域信用組合ならではの取り組みを地道に継続していく所存ですので、引き続き当組合をご利用賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	345,371	371,334	890,298	418,489	510,001
経常利益	112,571	147,845	154,186	198,384	167,974
当期純利益	84,352	111,041	86,759	126,294	128,924
預金積金残高	38,182,333	38,955,504	38,899,349	37,484,617	35,625,308
貸出金残高	6,369,491	6,875,515	7,547,117	8,138,227	8,566,331
有価証券残高	25,677,296	25,424,071	23,235,068	26,136,285	23,355,647
総資産額	48,725,895	46,898,307	47,781,335	45,016,290	42,734,782
純資産額	5,007,661	4,728,543	5,472,675	4,932,822	5,403,032
自己資本比率(単体)	22.98%	22.69%	22.12%	23.14%	24.78%
出資総額	43,650	43,510	43,050	43,150	42,970
出資総口数	4,365口	4,351口	4,305口	4,315口	4,297口
出資に対する配当金	1,739	1,734	1,711	1,713	1,711
職員数	8人	7人	7人	7人	7人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

地域貢献

1. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、相互扶助の精神を根幹に置き、金融を通して組合員である先生の医業経営発展のお手伝いをすること、このことが地域住民の医療や健康管理に寄与し、ひいては「地域貢献」に繋がると考えております。

2. 融資を通じた地域貢献

当組合は次の点を大切に融資業務を推進してまいります。

- (1) ご融資のお申し出には、早急に結論を出し迅速な手続きをします。
- (2) ご融資の条件などは、先生のサイドに立って、「借りやすさ」を醸成します。
- (3) そのためにも、健全経営に徹し、組合員の皆様の一層の信頼が得られるよう努めてまいります。

地域密着型金融の取組状況

(令和7年4月～令和8年3月)

1. 基本的な考え方（経営理念）

当組合は昭和40年6月の創業以来、医業域信用組合として、組合員である開業医・勤務医の先生方に対し、相互扶助の精神を基本に、医業経営のアシスタントとなり、ひいては地域医療の発展に寄与することを経営理念としております。

2. 第四次中期経営計画

(1) 計画期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

(2) 基本方針

『医師専門の金融機関として、地域医療の発展に貢献する』
富山県医師会の関連団体として、経営理念に基づき、地域医療の発展に貢献します。

(3) 計画のコンセプト

- ① 医師会員のために設立された金融機関（非営利目的）としての役割・使命を果たす。
- ② 医師専門の金融機関として、組合員が当組合に期待する本質的なニーズに応える。
- ③ 健全・堅実な経営の実践により、先生方からの安心感・信頼感を更に高める。

3. 令和7年度に実施した取組について

- (1) 当組合創立60周年記念「融資金利据置キャンペーン」を実施して、新規組合員の加入促進および既存組合員の利用度向上を図りました。
- (2) 開業資金や住宅資金をはじめマイカー、教育資金等、組合員のライフサイクルに応じたニーズに積極的に対応いたしました。

4. 組合融資の現状

(1) 融資残高の推移

(単位: 百万円、先)

	6年3月末	7年3月末	8年3月末
残 高	7,547	8,138	8,566
年 間 増 加 額	672	591	428
利 用 者 数	282	304	326

(2) 令和7年度組合員貸出利用状況

(単位: 件、百万円)

資金使途	件 数		金 額	
		前年比		前年比
住 宅 資 金	10	△1	460	△25
教 育 資 金	2	△3	7	△27
自 動 車 購 入	44	10	194	56
その他消費性資金	4	△2	11	△1
年末・中元・納税	11	△8	35	△34
医 療 機 械 ・ 設 備	12	△2	245	54
開業資金(つなぎ資金含む)	7	△7	524	36
運転資金・他行肩代わり	3	△2	60	△119
合 計	93	△15	1,537	△77

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況

当組合は、開業医や勤務医の先生方に必要な資金を安定的に供給し、地域医療の発展に寄与することを経営理念としております。

当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、「金融円滑化に関する基本方針」に基づき、これまでと同様に金融の円滑化に取り組んでまいります。

また、経営理念を実践するための具体的な取組み方針として、「中期経営計画」を策定し、地域医療の発展に寄与していきたいと考えております。

1. 金融円滑化に関する方針

- (1) お客さまからの新たな融資の申込については、お客さまの特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り積極的に対応します。
- (2) 事業資金や住宅ローンをご利用のお客さまから返済条件の変更等に関する申込みがあった場合には、お客さまごとの状況を十分に踏まえたうえで、できる限り柔軟な措置を取るよう努めます。
- (3) 複数の金融機関から借入を行っているお客さまから返済条件の変更等の申込み・相談があった場合には、お客さまの同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、他の金融機関と緊密な連携を図りながら対応します。
- (4) お客さまの経営状況を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みを行うために、役職員は目利き能力の向上に努めます。
- (5) 返済条件の変更等を行った後も、お客さまと綿密にご相談させていただき、経営改善努力を行っているお客さまに対して、継続的な経営改善支援に努めてまいります。
- (6) お客さまからの返済条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客さまとのこれまでの取引関係やお客さまの理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めることとします。

また、顧客のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めます。

2. 金融円滑化の実施に向けた態勢整備

- (1) 当組合は、金融円滑化を実効性あるものとするために、内部管理規程を制定するとともに、組織体制を整備し、お客さまの視点に立った、業務運営の維持・向上に継続的に取り組むこととします。
- (2) お客さまからの返済条件の変更等の申込み相談窓口を設置し、ご相談に応じます。また、返済条件の変更等に係るご意見・ご要望・苦情を受付ける窓口を設置し、適切に対応いたします。

3. 適切な融資慣行の確立

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（平成25年12月5日公表）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

なお、お客さまからの返済条件の変更等に関するご相談は、当組合の店頭のほか、次のお問い合わせ窓口までお申し出下さい。

【お問い合わせ窓口】

■返済条件の変更等の相談窓口

業務部融資係ご相談担当 電話番号 076-429-6272

■返済条件の変更等に係るご意見・ご要望・苦情対応窓口

業務部ご相談・苦情窓口 電話番号 076-429-6272

※受付時間は午前9時から午後5時までです。ただし、当組合の休業日は除きます。

	令和 6 年 3 月末		令和 6 年 9 月末		令和 7 年 3 月末		令和 7 年 9 月末		令和 8 年 3 月末	
	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	162	1,939	163	1,993	169	2,172	170	2,224	171	2,254
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	162	1,939	163	1,993	168	2,156	169	2,207	170	2,237
うち、実行に係る貸付債権	162	1,939	163	1,993	168	2,156	169	2,207	170	2,237
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、審査中の貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、取下げに係る貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	—	—	—	—	1	16	1	16	1	16
うち、実行に係る貸付債権	—	—	—	—	1	16	1	16	1	16
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、審査中の貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、取下げに係る貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も取組方針は変わりません。

これからもお客様に対して、貸付の条件の変更等のご相談・お申込み等に迅速かつ適切におこたえすることができるよう、努めてまいります。

1. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応いたします。
2. 貸付の条件変更等の申込に際しては、関係する他の金融機関等と連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組みへの積極的な支援を実施いたします。

3. お客様の抱える問題や課題に対しては、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の発揮に努めます。

4. 同法の期限到来後の取組みについては、全役職員への周知を徹底し、当組合全体として金融の円滑化に取り組みます。

【本件に関するお問い合わせ先】

業務部 電話番号 076-429-6272

（受付時間 平日 9：00～17：00）

第四次中期経営計画

■計画期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（2024年度～2028年度の5年間）

■基本方針

『医師専門の金融機関として、地域医療の発展に貢献する』

富山県医師会の関連団体として、経営理念に基づき、地域医療の発展に貢献します。

■計画のコンセプト

1. 医師会員のために設立された金融機関（非営利目的）としての役割・使命を果たす

「医師会員のための金融機関」として、真に顧客本位の業務運営を遂行します。

2. 医師専門の金融機関として、組合員が当組合に期待する本質的なニーズに応える

他の金融機関と比べたり、世の中の流れに追随するのではなく、組合員のために何をすべきかを主眼とし、医業域信用組合ならではの取り組みを地道に継続します。

3. 健全・堅実な経営の実践により、先生方からの安心感・信頼感を更に高める

先生方に安心・信頼してお取引いただけるよう、財務基盤の充実に努めるとともに、健全なガバナンス態勢を確保し、堅実な経営を実践します。

■基本戦略

1. 地域医療の発展と組合員の暮らしの充実に貢献

金融機関本来の役割である「縁の下での力持ち」として、開業医・勤務医の先生方をサポートします。

2. 医師の特性に寄り添った金融仲介機能の提供

医師専門の金融機関として、医師の特性への理解を土台に、様々なニーズに柔軟にお応えします。

3. 先生方に安心して利用いただける経営体質の維持・充実

当組合は、組合員との取引による利益極大化は指向しませんが、当組合全体としての必要利益を安定的に確保し、より強固な経営体質を目指します。

■具体的な施策

1. 地域医療発展への貢献

(1) 医療事業へのサポート

- ① 融資相談の機会を中心に、新規開業相談や事業承継・廃業相談等、様々な場面における課題解決に、親身かつ積極的に取り組みます。
- ② 経営改善・事業再生支援についても、真摯にアドバイス機能を発揮します。

(2) 暮らしの充実へのサポート

- ① ライフイベントに応じて、車、住宅、教育等の各種資金をサポートします。
- ② 特に事業承継に不可欠な教育資金は、金利面だけではなく、借入限度額や借入期間など、より手厚い商品設計でサポートします。

2. 営業基盤の拡大

(1) 組合員の増強

- ① 預金、貸出金の金利はできるだけ組合員にメリットがある設定に努め、組合員の利用を促進します。
- ② 新規組合員優遇商品、利用分量配当制度等により、利用者のインセンティブを高め、組合員増強を図ります。

(2) 当組合のメリットの認知度向上

- ① 少人数で運営する当組合の営業戦略（融資）の柱は、当組合のメリットの認知度を高めておき、ニーズ発生時に相談していただける種時きをしておくこと。そして相談をいただいた時に、迅速・的確に対応し、先生方からの満足・支持を積み重ねていくことと考えております。
- ② 医師会報への広告掲載、医局会での説明会、お客様アンケート実施方法の工夫等、医師会グループとの連携を主体に認知度向上を図ります。
- ③ 税理士、コンサルティング会社等にも当組合のメリットを周知し、相談していただける機会の増加を図ります。

3. 財務基盤の充実

(1) 安定収益の確保

- ① 貸出金は、組合員にとって有利な条件を可能な限り維持し、安定的な増強を目指します。
- ② 有価証券は、「過度な運用額の増加」や「運用手段の多様化」など無理な運用は行わず、安全性を重視して運用します。

(2) 低コスト体質の維持

- ① 限られた経営資源を有効に活用・配分し、ローコスト経営を維持します。
- ② 当組合の中核である預貸金業務に経営資源を重点配分し、効果的かつ効率的な経営を目指します。

(3) 自己資本の積み上げ

- ① 世の中の動向や環境変化に左右されず、組合員の皆様に安心してお取引いただけるよう、より強固な財務体質を目指します。
- ② 每期安定的に利益を確保して、自己資本を着実に積み上げ、不測の事態にも耐えうるように、財務基盤の更なる充実を図ります。

4. 経営基盤の強化

(1) 健全なガバナンス態勢の確保

県・都市医師会を代表して選任された役員をはじめ、弁護士と公認会計士を員外監事として選任、更に理事長直轄

の内部監査責任者の配置により、経営の透明性および健全なガバナンス態勢を確保します。

(2) リスク管理態勢の強化

- ① リスク量は、経営体力及び自己資本の水準から許容できる範囲内とします。
- ② 「経営の健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスの取れた経営を目指します。
- ③ サイバーセキュリティ対策、マネロン対策等につきましても、適切なリスク管理態勢を構築していきます。

(3) コンプライアンスの徹底

- ① 金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分に認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。
- ② 社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。

5. 組織力の強化

(1) 職員育成と事務堅確化

- ① 積極的な研修受講や会議参加等を通じて、各職員の知見を広げ、人材育成を図ります。

- ② 業務の互換性向上および事務堅確化により、安定的かつ持続可能な業務運営態勢を構築します。

(2) 医師会グループとの連携強化

- ① 富山県医師会、都市医師会、富山県医師協同組合との連携を強化し、組合員の多様なニーズに応えます。
- ② 医師会グループとの連携強化により、当組合のメリットをひとりでも多くの先生に認知していただき組合員増強および当組合の利用拡大を図ります。

(3) 中部及び全国医師信用組合との連携

(4) 全信中協及び全信組連との連携

■計数目標（令和11年3月期）

	預 金	貸出金	収 益	自己資本	組合員数
11年3月期 目 標	期末残高 320億円	期末残高 90億円	コア業務純益 170百万円	組合員勘定 52億円	1,400先
6年3月期 比 較	△69億円	+15億円	△35百万円	+ 4 億円	+56先

令和11年3月期の預金残高目標を下方修正しています。

■第四次中期経営計画・計数計画実績対比表（末残）

（単位：百万円、％、先）

		令和6年3月末			令和7年3月末			令和8年3月末			令和9年3月末			令和10年3月末			令和11年3月末		
		残高	年間 増加額	年伸率	残高	年間 増加額	年伸率	残高	年間 増加額	年伸率	残高	年間 増加額	年伸率	残高	年間 増加額	年伸率	残高	年間 増加額	年伸率
預 金	計画	—	—	—	38,200	▲699	▲1.80	38,400	200	0.52	34,000	▲1,625	▲4.56	33,000	▲1,000	▲2.94	32,000	▲1,000	▲3.03
	実績	38,899	▲56	▲0.14	37,484	▲1,414	▲3.64	35,625	▲1,859	▲2.87									
流動性	計画	—	—	—	14,000	203	1.47	14,100	100	0.71	13,000	▲340	▲2.55	12,500	▲500	▲3.85	12,000	▲500	▲4.00
	実績	13,797	712	5.44	14,029	231	1.68	13,340	▲689	▲3.99									
定期性	計画	—	—	—	24,200	▲902	▲3.59	24,300	100	0.41	21,000	▲1,285	▲5.77	20,500	▲500	▲2.38	20,000	▲500	▲2.44
	実績	25,102	▲768	▲2.96	23,455	▲1,646	▲6.56	22,285	▲1,170	▲4.99									
貸 出 金	計画	—	—	—	7,800	253	3.35	8,100	300	3.84	8,400	300	3.70	8,700	300	3.57	9,000	300	3.44
	実績	7,547	672	9.77	8,138	591	7.83	8,566	428	5.26									
預 貸 率 （参考）	計画	—	—	—	20.41	1.01	—	21.09	0.68	—	24.70	0.66	—	26.36	1.66	—	28.15	1.79	—
	実績	19.40	1.76	—	21.71	2.31	—	24.04	2.33	—			—			—			—
コ ア 業務純益	計画	—	—	—	165	▲39	▲19.12	195	30	18.18	178	▲17	▲8.72	175	▲3	▲1.69	170	▲5	▲2.86
	実績	204	8	4.22	216	11	5.49	230	14	6.79									
組 合 員 勘 定	計画	—	—	—	4,870	88	1.84	4,960	90	1.85	5,040	80	1.61	5,120	80	1.59	5,200	80	1.56
	実績	4,782	79	1.69	4,901	119	2.49	5,022	120	2.46									
組合員数	計画	—	—	—	1,354	10	0.74	1,364	10	0.73	1,374	10	0.73	1,384	10	0.72	1,400	16	1.15
	実績	1,344	20	1.81	1,380	36	2.67	1,388	8	0.57									

- ・9／3月末以降の「預金」「預貸率」の計数計画を修正しております。
- ・「預貸率は預貸金計画に基づく参考値として記載しています。計画以上に預金が増加した場合等に預貸率は低下しますので、あくまで参考値といたします。
- ・「コア業務純益」は安定的な収益確保を目指し、「組合員勘定」の着実な積み上げを図ります。
- ・「組合員数」は、年間の加入者50名、脱退40名、純増10名を目指します。最終年度は純増16名としております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）とは、経営者保証（中小企業の経営者等による個人保証）における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして、「経営者保証に関するガイドライン研究会」（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が策定したものです。

当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を図りました。今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応いたします。

1. 経営者保証は、企業の信用力の補完、情報不足等に伴う債権保全等の必要性等の観点から、中小企業等の皆様の資金調達の円滑化に寄与する等の役割があります。一方、ガイドラインでは、主たる債務者において以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関は、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。
 - (1) 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - (2) 法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬、配当、オーナーへの貸付等）が、社会通念上適切な範囲を超えない。
 - (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 - (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - (5) 経営者等から十分な物的担保等の提供がある。

そこで、お客様ごとにガイドラインに定められた事項等を総合的に勘案して経営者保証の必要性を検討させていただいております。

2. 保証金額については、ガイドラインに定められた、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定させていただいており、必ずしも融資額と同額とはしていません。
3. 原則として、保証債務の履行請求時には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、請求の範囲を検討いたします。また、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理を申し立てた場合には、金融機関はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めることとされており、当組合の保証契約にはその旨が規定されています。
4. 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性がありますので、ご相談等により経営者保証の必要性を再度判断いたします。
5. 事業承継が生じた場合、上記の①ないし②を総合的に勘案して、後継者との保証契約締結の必要性を検討させていただいており、前経営者が負担する保証債務を、後継者が当然に引き継ぐわけではありません。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営支配権を有しているか、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全状況、法人の資産・収益力による借入返済能力を勘案して、保証契約の解除について適切に判断させていただきます。

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

■「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	40件	23件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	75.47%	63.88%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

法令等遵守態勢

■コンプライアンス態勢

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることです。

当組合では、法令等を遵守し、社会人としての健全な常識や高い倫理観をもって業務を遂行していくことが組合経営の基本であると認識し、コンプライアンス態勢の確立を経営の最重要課題の一つに位置付けし、以下のような諸施策を実施しています。

1. 遵守すべき倫理規範及び行動基準を示した「コンプライアンスの基本方針」を下記のとおり策定しています。
2. コンプライアンスの具体的な実践計画として、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し、理事会に進捗状況を報告して、コンプライアンス態勢の構築・推進を図っています。
3. 遵守すべきルールを明確にするために、法令等遵守の具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を、役職員全員に配布しています。
4. 役職員に対する研修や勉強会及び通信講座等を通じて、コンプライアンス教育の強化を図っています。
5. 年に2回「コンプライアンスに係る自己申告チェックリスト」により、コンプライアンスが適切に機能しているかどうかのチェックを行っています。

■コンプライアンスの基本方針

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。
2. 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。
3. 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
4. 当組合は、従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組みます。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

■行動綱領

信用組合は、「組合員による組合員のための信用組合」を目指し、資金の融通面だけでなく、組合員である中小企業・小規模事業者、生活者の悩みや課題を共に考え、解決に協力し、その発展に貢献している。

また、信用組合の基盤そのものである地域・業域・職域のそれぞれのコミュニティを支えるために積極的に関与・連携している。

今後もこうした社会的使命と責任を全うする「相互扶助」を理念とする協同組織の金融機関として、地域・業域・職域の期待に応えるとともに、揺るぎない信頼を確立するため、本行動綱領を定めることとする。

1. 信用組合の公共的使命

信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎのない信頼の確立を図る。

2. キメ細かい金融サービスの提供

地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通して、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図る。

5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

6. 働き方改革の推進、職場環境の充実

職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マナー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

金融 ADR 制度を踏まえた内部管理態勢について

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、苦情等対応窓口で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、業務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

■お問い合わせ窓口について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

当組合へのお申出先

富山県医師信用組合業務部

住 所：富山市黒崎33番地

電話番号：076-429-6272

受付時間：午前9時から午後5時まで

（ただし、当組合の休業日を除く）

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所でも受け付けています。

名 称：しんくみ相談所

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

電話番号：03-3567-2456

受付時間：午前9時から午後5時まで

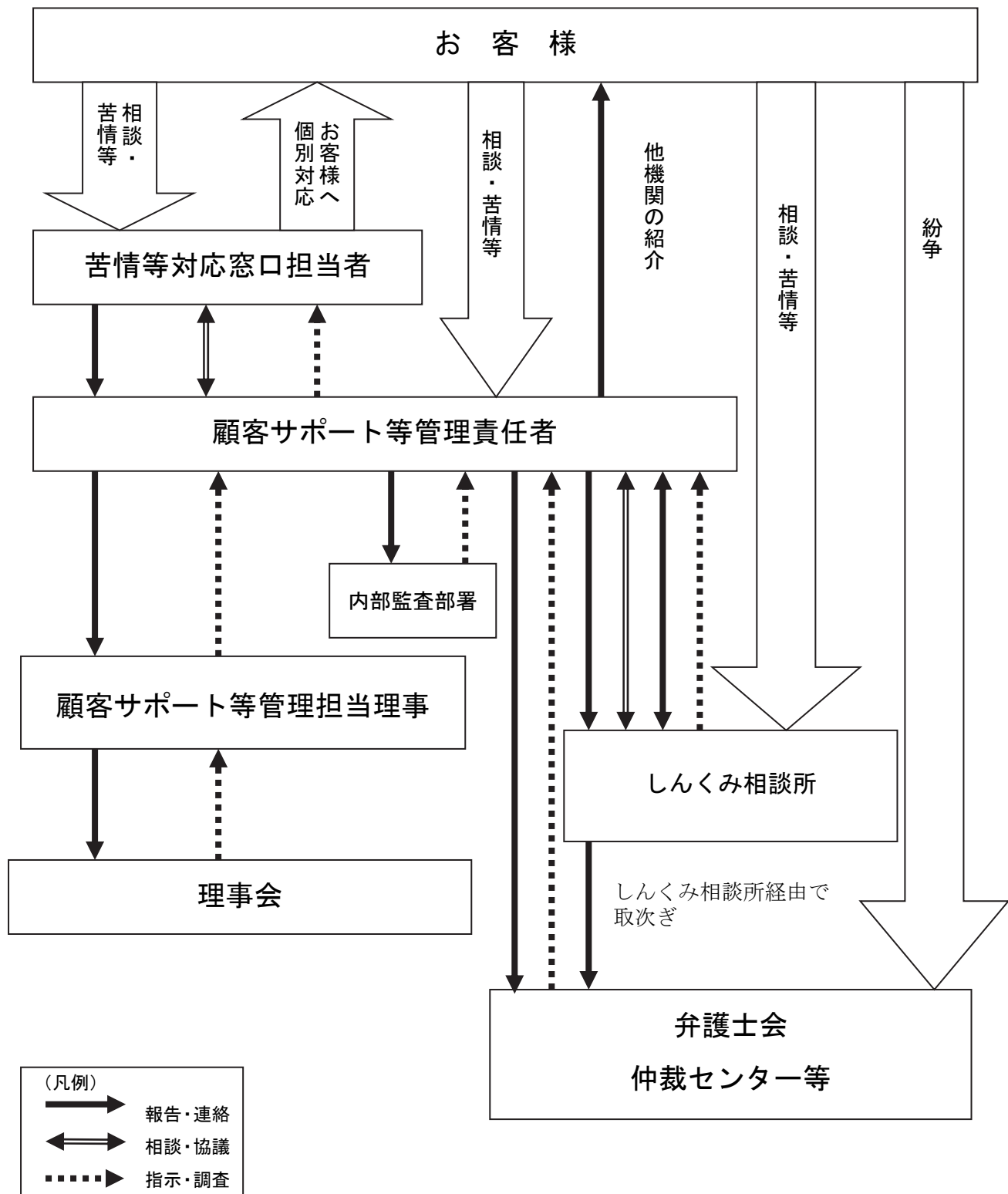
（ただし、金融機関の休業日を除く）

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合業務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月～金（除 祝日、年末年始）	月～金（除 祝日、年末年始）	月～金（除 祝日、年末年始）
時 間	9：30～12：00 13：00～16：00	10：00～12：00 13：00～16：00	9：30～12：00 13：00～17：00



リスク管理態勢

金融の自由化や国際化の進展に伴い、金融機関が抱えるリスクも増大かつ多様化しています。こうした状況の中、当組合は経営の健全性や安定性の向上の観点から、適切なリスク管理態勢の整備・強化を図ってまいります。

■統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的としています。

各リスクのうち可能なものは計量化を行い、経営体力に見合ったリスク制御による健全性の確保と安定収益の確保に努めています。

■信用リスクに関する事項

□リスクの説明およびリスク管理の方針

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元本や利息が回収できなくなるリスクで、金融機関の経営に与える影響は大きく、いかに回避・抑制するかが大切です。

当組合は、貸出資産の健全化・良質化を維持するため厳正な審査基準に基づく審査体制の強化を図ります。

□管理体制

当組合は、常務理事、業務部長、融資係の各部署において、厳正な資産の自己査定を実施するとともに、適正な償却・引当を行い健全化の確保を図っています。

□評価・計測

信用リスク量＝貸出金の要注意先以下の債権額－個別貸倒引当金＋有価証券の格付 BB 以下の債権額

■貸倒引当金の計算基準

□一般貸倒引当金

自己査定に基づく正常先に対する債権および要注意先に対する債権について、債務者区分ごとに、過去の貸倒実績率に基づき、過去の損失率を算出し、これに将来発生が見込まれる損失による修正を加えて予想損失率を求め、各々の債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しています。

□個別貸倒引当金

破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権については、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上しています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(株)格付投資情報センター、(株)日本格付研究所、ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

全てのエクスポージャーに対して、上記 4 社の適格格付機関を使用しています。

■信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げに徹しておりますが、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、契約するなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法には、適格担保として当組合の預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証等が該当します。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

□リスクの説明およびリスク管理の方針

証券化とは、金融機関が保有するローン債権などを証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

当組合は、有価証券投資の一環として購入していますが、運用については抑制方針としております。

□管理体制

リスクの認識については、市場動向、格付情報などにより把握するなど、適切なリスク管理に努めています。

□評価・計測

当組合が定める「有価証券運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従って、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

適格格付機関は下記の4社ですが、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

(株)格付投資情報センター、(株)日本格付研究所、ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ

■オペレーショナル・リスクに関する事項

□リスクの説明およびリスク管理の方針

オペレーショナルリスクとは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクなど幅広く、様々な不備等により金融機関が損失を被るリスクです。

当組合は、業務および財産の状況が、法令・定款・諸規程および組合の経営方針に従い適正かつ効率的に運営されているかを、常務会、理事会、監事会において厳正に対応しています。

また、不祥事・事故の未然防止に万全を期すとともに、信用組合財産の健全性と透明性を確保するため、事務レベルの向上や業務改善の徹底を図っています。

□管理体制

管理体制や管理方法について、リスク管理の基本方針を定め、未然防止に万全を期すとともに、万が一発生した場合の影響度の極小化に努めています。

□評価・計測

リスクの計測に関しては、基礎的手法を採用しています。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

□リスクの説明およびリスク管理の方針

株式関連の投資信託には、市場価格の変動によって損失を被るリスクがあります。非上場株式については、市場で売却できないことによって損失を被るリスクがあります。

当組合は、投資信託については、債券相場下落のヘッジ手段として対応し、保有限度枠を定めて、限定的な運用をはかっています。

□管理体制

当組合が定める「余裕資金運用規程」に基づいて、適正な運用・管理を行っております。

□評価・計測

会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従って、適正な処理を行っています。

■金利リスクに関する事項

□リスクの説明およびリスク管理の方針

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。

当組合は、資産の健全性と収益性の向上に積極的に取組むこととし、特に金利変動に伴う金利リスクに重点を置き、安定した適正収益を確保するための体制の充実に努めています。

■管理体制

一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクを計測し、毎月常務会・理事会に報告して、相互牽制機能が発揮できる体制としています。

■金利リスクの算定手法の概要

□銀行勘定の金利リスク

銀行勘定の金利リスク量について、重要性テストで計算します。

□重要性テスト

金利ショックシナリオは、日本円の場合ショック幅を100bpとする6シナリオについて経済価値の低下額を計算し、最大のものを採用します。

6シナリオ：上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下

経済価値の低下額が自己資本の20%を超えた場合は、オフサイトモニタリングデータの追加分析の対象となります。

□オフサイトモニタリングデータの追加分析

下記の観点等を踏まえ、当局は信用組合と深度ある対話を行う必要性について判断します。

1. 「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係
2. 「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係
3. 「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係
4. 「金利ショックが将来収益に与える影響」

□金利ショックシナリオの開示

1. 上下パラレルに基づく Δ EVEについては、開示の対象とします。
2. 上下パラレルを除く4つのシナリオに基づく Δ EVEの開示については、金利環境等を踏まえて当局が指定します。
3. ステイプ化に基づく Δ EVEが、上下パラレルに基づく Δ EVEよりも大きくなった場合は開示の対象とします。

資料編〔経営の状況〕

資 料 編

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
(資産の部)	令和 6 年度	令和 7 年度
現 金	43,453	45,195
預 け 金	9,990,488	10,389,492
買 入 金 銭 債 権	300,000	—
有 価 証 券	26,136,285	23,355,647
国 債	6,256,430	5,832,400
地 方 債	2,731,490	3,088,980
短 期 社 債	—	—
社 債	12,392,470	8,579,860
株 式	3,346,691	4,567,031
そ の 他 の 証 券	1,409,204	1,287,376
貸 出 金	8,138,227	8,566,331
割 引 手 形	—	—
手 形 貸 付	246,312	18,537
証 書 貸 付	7,833,568	8,502,423
当 座 貸 越	58,346	45,369
そ の 他 資 産	116,987	117,607
未 決 済 為 替 貸	2,185	470
全 信 組 連 出 資 金	34,700	34,700
前 払 費 用	—	—
未 収 収 益	60,198	65,319
そ の 他 の 資 産	19,903	17,117
有 形 固 定 資 産	298,158	285,265
建 物	261,732	255,515
土 地	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	36,426	29,749
無 形 固 定 資 産	822	291
ソ フ ト ウ ェ ア	822	291
の れ ん	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	—	—
繰 延 税 金 資 産	37,691	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債 務 保 証 見 返	60,453	52,209
貸 倒 引 当 金	△106,276	△77,258
(うち個別貸倒引当金)	△71,632	△43,793
資 産 の 部 合 計	45,016,290	42,734,782

科 目	金 額	
(負債の部)	令和 6 年度	令和 7 年度
預 金 積 金	37,484,617	35,625,308
当 座 預 金	—	—
普 通 預 金	14,006,092	13,312,340
貯 蓄 預 金	—	—
通 知 預 金	—	—
定 期 預 金	23,050,762	21,990,849
定 期 積 金	404,747	294,208
そ の 他 の 預 金	23,015	27,909
借 用 金	2,400,000	1,400,000
当 座 貸 越	2,400,000	1,400,000
そ の 他 負 債	60,696	61,699
未 決 済 為 替 借	26	1,721
未 払 費 用	24,763	42,467
給 付 補 て ん 備 金	254	281
未 払 法 人 税 等	30,895	11,912
前 受 収 益	3,579	3,333
払 戻 未 済 金	540	690
リ ー ス 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	636	1,292
退 職 給 付 引 当 金	64,166	67,666
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13,535	15,915
繰 延 税 金 負 債	—	108,952
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債 務 保 証	60,453	52,209
負 債 の 部 合 計	40,083,468	37,331,750
(純資産の部)		
出 資 金	43,150	42,970
普 通 出 資 金	43,150	42,970
優 先 出 資 金	—	—
利 益 剰 余 金	4,858,793	4,979,720
利 益 準 備 金	45,140	45,140
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,813,653	4,934,580
特 別 積 立 金	4,600,000	4,700,000
(うち目的積立金)	—	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	213,653	234,580
(又は当期末処理損失金)	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	4,901,943	5,022,690
その他有価証券評価差額金	30,879	380,342
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	30,879	380,342
純 資 産 の 部 合 計	4,932,822	5,403,022
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	45,016,290	42,734,782

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年 その他 4年～17年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説

明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）	
年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181百万円
差引額	35,953百万円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和6年4月分 至令和7年3月分）0.035%

- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円、及び財政上の剰余金44,804百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間7年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金830千円を費用処理しております。なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

7. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

10. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 65百万円

11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 ー百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 46百万円

13. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	21,411千円
危険債権額	163,862千円
三月以上延滞債権額	ー千円
貸出条件緩和債権額	ー千円
合計額	185,274千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、

更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

14. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	国 債1,100百万円
	社 債 600百万円
	預け金2,000百万円
担保資産に対応する債務	借入金1,400百万円
特殊当座貸越枠	2,000百万円

上記のほか、為替決済保証金として、全国信用協同組合連合会へ定期預け金950百万円を担保として提供しております。

15. 出資1口当たりの純資産額は1,257,396円36銭です。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当組合が保有する金融資産は、預け金、有価証券及び事業地域内のお客様に対する貸出金です。有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、その他有価証券及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替変動のリスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、信用リスク管理担当理事を所管として行われ、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、総合的管理によって金利の変動リスクを管理しております。そして日常的にはV A R、金利感応度分析によりモニタリングを実施し、理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、保有有価証券における為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が定めた有価証券運用計画に基づき理事会の監督の下、余裕資金運用規程、有価証券運用基準に従い行われております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は、1,090百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、総合的管理により適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の効率化、市場環境を考慮した長短の調達

バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

勘 定 科 目	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	10,389	10,367	△22
(2) 有価証券	23,354	23,354	—
その他有価証券	23,354	23,354	—
(3) 貸出金(※1)	8,566		
貸倒引当金	△77		
(※2)	8,489	8,333	△155
金融資産計	42,232	42,055	△177
(1) 預金積金(※1)	35,625	35,139	△486
(2) 借入金(※1)	1,400	1,376	△24
金融負債計	37,025	36,515	△510

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの

見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価格を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	1
全信組連出資金(※2)	34
合 計	36

※1 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

※2 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「株式」、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下22まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	4,484 _{百万円}	1,952 _{百万円}	2,532 _{百万円}
債 券	168	147	21
国 債	101	99	1
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	67	47	19
そ の 他	—	—	—
小 計	4,652	2,099	2,553

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	82百万円	100百万円	△18百万円
債 券	17,332	19,221	△1,888
国 債	5,731	6,575	△843
地 方 債	3,088	3,394	△305
短 期 社 債	—	—	—
社 債	8,512	9,251	△739
そ の 他	1,287	1,402	△115
小 計	18,702	20,725	△2,022
合 計	23,355	22,824	531

(注) 貸借対照表計上額は、当該事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

売却価額	売却益	売却損
2,707百万円	－百万円	92百万円

21. 市場価格のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

その他有価証券

非上場株式 1,300千円

22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	300百万円	2,000百万円	8,600百万円	8,800百万円
国 債	—	100	4,300	2,400
地 方 債	—	300	1,900	1,300
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	300	1,600	2,400	5,100
そ の 他	200	500	500	200
合 計	500	2,500	9,100	9,000

23. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	16百万円
未払事業税否認	2
退職給付引当金損金算入限度額超過額	23
繰延税金資産合計	41

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	150
繰延税金負債合計	150

繰延税金資産の純額 △108百万円

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
経 常 収 益	418,489	510,001
資 金 運 用 収 益	410,486	471,507
貸 出 金 利 息	64,882	68,707
預 け 金 利 息	26,466	52,671
有価証券利息配当金	316,250	348,124
その他の受入利息	2,887	2,004
役 務 取 引 等 収 益	2,707	2,527
受 入 為 替 手 数 料	1,744	1,636
その他の役務収益	963	891
そ の 他 業 務 収 益	5,266	6,812
国 債 等 債 券 売 却 益	137	—
国 債 等 債 券 償 還 益	—	432
そ の 他 の 業 務 収 益	5,129	6,379
そ の 他 経 常 収 益	30	29,153
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	29,018
株 式 等 売 却 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	30	134
経 常 費 用	220,104	342,026
資 金 調 達 費 用	31,784	76,747
預 金 利 息	30,117	73,621
給付補てん備金繰入額	297	440
借 用 金 利 息	1,369	2,684
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	9,957	11,368
支 払 為 替 手 数 料	1,940	1,957
その他の役務費用	8,016	9,411
そ の 他 業 務 費 用	—	92,376
国 債 等 債 券 売 却 損	—	92,376
国 債 等 債 券 償 還 損	—	—
国 債 等 債 券 償 却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	—	—
経 費	160,494	161,534
人 件 費	76,330	79,900
物 件 費	77,951	79,646
税 金	6,213	1,987
そ の 他 経 常 費 用	17,868	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17,212	—
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他の資産償却	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	655	—
経 常 利 益	198,384	167,974
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	32,850	4
固 定 資 産 処 分 損	32,850	4
減 損 損 失	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	165,534	167,970
法人税・住民税及び事業税	47,289	30,878
法 人 税 等 調 整 額	△8,049	8,167
当 期 純 利 益	126,294	128,924
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	87,358	105,655
積 立 金 取 崩 額	—	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	213,653	234,580

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当りの当期純利益 29,679円80銭

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月23日

富山県医師信用組合

理事長

村上美也子

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8の3に規定する法定監査は義務づけられておりませんので監事による監査を実施しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	213,653	234,580
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	107,997	208,261
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	1,713	1,711
	(4 % の 割 合)	(4 % の 割 合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	6,284	6,550
特 別 積 立 金	100,000	200,000
目 的 積 立 金	—	—
次 期 繰 越 金	105,655	26,318

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
資 金 運 用 収 益	410,486	471,507
資 金 調 達 費 用	31,784	76,747
資 金 運 用 収 支	378,701	394,760
役 務 取 引 等 収 益	2,707	2,527
役 務 取 引 等 費 用	9,957	11,368
役 務 取 引 等 収 支	△7,250	△8,840
そ の 他 業 務 収 益	5,266	6,812
そ の 他 業 務 費 用	—	92,376
そ の 他 の 業 務 収 支	5,266	△85,563
業 務 粗 利 益	376,717	300,355
業 務 粗 利 益 率	0.83%	0.69%
業 務 純 益	216,981	138,821
実 質 業 務 純 益	216,223	138,821
コ ア 業 務 純 益	216,086	230,764
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	216,086	230,764

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
人 件 費	76,330	79,900
報酬給料手当	61,718	64,052
退職給付費用	6,518	7,421
その他	8,094	8,426
物 件 費	77,951	79,646
事務費	26,256	28,316
固定資産費	6,063	6,757
事業費	21,793	23,059
人事厚生費	2,648	2,373
減価償却費	15,442	13,423
その他	5,747	5,716
税金	6,213	1,987
経 費 合 計	160,494	161,534

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
役 務 取 引 等 収 益	2,707	2,527
受入為替手数料	1,744	1,636
その他の受入手数料	963	891
その他の役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	9,957	11,368
支払為替手数料	1,940	1,957
その他の支払手数料	141	201
その他の役務取引等費用	7,875	9,210

受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
受取利息の増減	26,156	61,021
支払利息の増減	9,223	44,962

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、退職慰労金の支払いに関して支給対象者、支給額の算定方法等を規程で定めております。

(2) 令和 7 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（非常勤役員を含む）

区 分	支 払 総 額
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等	19百万円

注 1. 対象役員に該当する理事は17名、監事は4名です（期中に退任した者を含む）。

注 2. 上記の支払総額の内訳は、「基本報酬」17百万円、「退職慰労金」2百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和 7 年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

注 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注 2. 「同等額」は、令和 7 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注 3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることが動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度のリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)	
資 金 運 用 勘 定	6 年度	45,378	410,486	0.90	
	7 年度	43,407	471,507	1.08	
	う ち 貸 出 金	6 年度	7,829	64,882	0.82
		7 年度	8,431	68,707	0.81
	う ち 預 け 金	6 年度	13,068	26,466	0.20
		7 年度	10,193	52,671	0.51
	う ち 買入金銭 債 権	6 年度	300	1,499	0.49
		7 年度	123	616	0.49
	う ち 有価証券	6 年度	24,146	316,250	1.30
		7 年度	24,625	348,124	1.41
資 金 調 達 勘 定	6 年度	40,790	31,784	0.07	
	7 年度	38,691	76,747	0.19	
	う ち 預金積金	6 年度	38,260	30,414	0.07
		7 年度	36,842	74,062	0.20
	う ち 譲 渡 性 預 金	6 年度	—	—	—
		7 年度	—	—	—
	う ち 借 用 金	6 年度	2,529	1,369	0.05
		7 年度	1,849	2,684	0.14

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度2百万、令和7年度2百万)を、それぞれ控除して表示しております。

総資産経常利益率、総資産当期純利益率 (単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.43	0.38
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.27	0.29

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回 (a)	0.90	1.08
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.47	0.61
資 金 利 鞘 (a－b)	0.43	0.47

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	0	—
国 債 等 債 券 償 還 益	—	0
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	5	6
そ の 他 業 務 収 益 合 計	5	6

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末)	21.71	24.04
	(期中平均)	20.46	22.88
預 証 率	(期 末)	69.72	65.55
	(期中平均)	63.11	66.83

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	37,474	35,625
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	8,138	8,566

職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
職 員 1 人 当 り の 預 金 残 高	5,354	5,089
職 員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	1,162	1,223

先物取引の時価情報

該当ありません。

オフバランス取引の状況

該当ありません。

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和 6 年度		令和 7 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	13,949	36.4	13,772	37.3
定 期 性 預 金	24,311	63.5	23,069	62.6
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	38,260	100.0	36,842	100.0

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和 6 年度		令和 7 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	192	2.4	69	0.8
証 書 貸 付	7,565	96.6	8,306	98.5
当 座 貸 越	70	0.9	55	0.6
合 計	7,829	100.0	8,431	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	24,979	66.6	23,456	65.8
法 人	12,505	33.3	12,168	34.2
一般法人	12,502	33.3	12,165	34.1
金融機関	—	—	—	—
公 金	3	0.0	3	0.0
合 計	37,484	100.0	35,625	100.0

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
固 定 金 利 定 期 預 金	23,007	21,951
変 動 金 利 定 期 預 金	43	39
その他の定期預金	—	—
合 計	23,050	21,990

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和 6 年度末		令和 7 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	—	—	—	—
農 業	—	—	—	—
林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—
各 種 サ ー ビ ス	4,743	58.2	4,955	57.8
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	4,743	58.2	4,955	57.8
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,395	41.7	3,610	42.1
合 計	8,138	100.0	8,566	100.0

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金 積	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
有 価 証 券	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
動 産	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
不 動 産	令和6年度末	5,426	66.6	—
	令和7年度末	5,850	68.2	—
そ の 他	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
小 計	令和6年度末	5,426	66.6	—
	令和7年度末	5,850	68.2	—
信用保証協会・ 信 用 保 険	令和6年度末	202	2.4	—
	令和7年度末	159	1.8	—
保 証	令和6年度末	278	3.4	60
	令和7年度末	249	2.9	52
信 用	令和6年度末	2,231	27.4	—
	令和7年度末	2,306	26.9	—
合 計	令和6年度末	8,138	100.0	60
	令和7年度末	8,566	100.0	52

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	447	16.8	437	14.8
住 宅 ロ ー ン	2,201	83.1	2,509	85.1
合 計	2,648	100.0	2,946	100.0

貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	1,369	16.8	1,165	13.6
設 備 資 金	6,768	83.1	7,400	86.3
合 計	8,138	100.0	8,566	100.0

貸出金償却額 (単位:百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸出金金利区分別残高 (単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 貸 出	784	799
変 動 金 利 貸 出	7,353	7,767
合 計	8,138	8,566

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	令和6年度	0	0	0	100	3,100	3,600	0	6,800
	令和7年度	0	0	100	500	3,800	2,400	0	6,800
地 方 債	令和6年度	0	0	300	0	1,300	1,300	0	2,900
	令和7年度	0	200	100	0	1,900	1,300	0	3,500
短 期 社 債	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	令和6年度	500	1,100	2,400	1,100	1,700	6,300	0	13,100
	令和7年度	300	1,100	500	1,500	900	5,100	0	9,400
株 式	令和6年度	—	—	—	—	—	—	2,052	2,052
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	2,052	2,052
外 国 証 券	令和6年度	0	200	600	300	200	200	0	1,500
	令和7年度	200	300	200	300	200	200	0	1,400
その他の証券	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	令和6年度	500	1,300	3,300	1,500	6,300	11,400	2,052	26,352
	令和7年度	500	1,600	900	2,300	6,800	9,000	2,052	23,152

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	5,782	23.9	6,660	27.0
地 方 債	1,641	6.7	2,898	11.7
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	13,163	54.5	11,538	46.8
株 式	2,056	8.5	2,059	8.3
外 国 証 券	1,502	6.2	1,468	5.9
そ の 他 の 証 券	0	0.0	0	0.0
合 計	24,146	100.0	24,625	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位:百万円)

項 目		取得価格 または 契約価格	時 価	評価損益
有 価 証 券	令和6年度	26,093	26,136	43
	令和7年度	22,824	23,355	531
金銭の信託	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
デリバティブ 等 商 品	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—

- (注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,213	1,892	1,321	4,484	1,952	2,532
	債 券	2,930	2,889	40	168	147	21
	国 債	1,008	987	21	101	99	1
	地 方 債	859	854	4	0	0	0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,061	1,047	14	67	47	19
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	6,143	4,781	1,362	4,652	2,099	2,553
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	133	160	△27	82	100	△18
	債 券	18,450	19,647	△1,197	17,332	19,221	△1,888
	国 債	5,247	5,676	△428	5,731	6,575	△843
	地 方 債	1,872	2,019	△146	3,088	3,394	△305
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	11,330	11,952	△622	8,512	9,251	△739
	そ の 他	1,409	1,502	△93	1,287	1,402	△115
	小 計	19,992	21,311	△1,318	18,702	20,725	△2,022
合 計		26,136	26,093	43	23,355	22,824	531

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

売買目的有価証券

該当事項ありません。

満期保有目的の債券

該当事項ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項ありません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	0	0
関 連 法 人 等 株 式	0	0
非 上 場 株 式	1	1
全 信 組 連 出 資 金	34	34
合 計	36	36

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

金銭の信託

該当事項ありません。

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B + C) / (A)	引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	63	20	42	100.00	100.00
	令和7年度	21	0	21	100.00	100.00
危険債権	令和6年度	151	122	28	100.00	100.00
	令和7年度	163	141	22	100.00	100.00
要管理債権	令和6年度	0	0	0	0.00	0.00
	令和7年度	0	0	0	0.00	0.00
三月以上延滞債権	令和6年度	0	0	0	0.00	0.00
	令和7年度	0	0	0	0.00	0.00
貸出条件緩和債権	令和6年度	0	0	0	0.00	0.00
	令和7年度	0	0	0	0.00	0.00
小 計	令和6年度	214	142	71	100.00	100.00
	令和7年度	185	141	43	100.00	100.00
正 常 債 権	令和6年度	7,985				
	令和7年度	8,434				
合 計	令和6年度	8,199				
	令和7年度	8,619				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	4,893	5,014
うち、出資金及び資本剰余金の額	43	42
うち、利益剰余金の額	4,858	4,979
うち、外部流出予定額(△)	7	8
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	34	33
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	34	33
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	/	/
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	/	/
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,928	5,047
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))(ハ)	4,927	5,047

(単位:百万円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		20,670	19,675
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—	—
勘定間の振替分		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		617	690
フロア調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		21,287	20,365
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))		23.14%	24.78%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

定量的な開示事項

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計※1	20,670	826	19,675	787
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	20,670	826	19,675	787
(i) ソブリン向け	200	8	176	7
(ii) 金融機関向け	2,754	110	2,505	100
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	180	7	150	6
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権を含む)	4,612	184	3,178	127
特定貸付債権向け	—	—	70	2
(v) 中堅中小企業等・個人向け	3,943	157	4,109	164
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	884	35	1,050	42
自己居住用不動産等向け	884	35	1,050	42
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債兼及びその他資本性証券等	3,655	146	3,567	142
(viii) 延滞等向け	166	6	174	6
(ix) 自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	2	0	2	0
(x) 株式等	2,052	82	2,668	106
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,005	80	1,754	70
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	34	1	34	1
(xiv) その他	358	14	453	18
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	617	24	690	27
BI	—		—	
BIC	—		—	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	21,287	850	20,365	814

- 注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には金融機関劣後債、その他の資産合計、無形固定資産、有形固定資産、貸倒引当金等が含まれます。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつLIMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内	43,295	41,148	8234	8,645	21,680	17,499	－	－	－	－
国 外	1,409	1,287	－	－	1,409	1,287	－	－	－	－
地 域 別 合 計	44,705	42,435	8234	8,645	23,089	18,788	－	－	－	－
製 造 業	4,461	3,505	－	－	3,212	1,932	－	－	－	－
農 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	505	415	－	－	191	94	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	2,947	2,730	－	－	2,639	2,175	－	－	－	－
情 報 通 信 業	627	653	－	－	363	356	－	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業	998	626	－	－	834	430	－	－	－	－
卸 売 業、小 売 業	1,137	1,087	－	－	682	284	－	－	－	－
金 融 業、保 険 業	13,639	13,356	－	－	3,057	2,146	－	－	－	－
不 動 産 業	1,429	831	－	－	1,429	831	－	－	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	4,839	5,034	4839	5,034	－	－	－	－	216	187
その他のサービス	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	10,679	10,536	－	－	10,679	10,536	－	－	－	－
個 人	3,395	3,610	3395	3,610	－	－	－	－	－	－
そ の 他	43	45	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計	44,705	42,435	8234	8,645	23,089	18,788	－	－	－	－
1 年 以 下	10,213	10,202	127	18	799	498	－	－		
1 年 超 3 年 以 下	1,532	1,666	254	97	1,278	1,569	－	－		
3 年 超 5 年 以 下	3,344	1,012	126	143	3,218	869	－	－		
5 年 超 7 年 以 下	2,061	2,850	442	534	1,419	2,116	－	－		
7 年 超 10 年 以 下	6,950	6,968	401	380	6,049	6,088	－	－		
10 年 超	17,107	15,040	6786	7,397	10,321	7,643	－	－		
期間の定めのないもの	3,485	4,686	94	72	－	－	－	－		
そ の 他	－	－	－	－	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計	44,705	42,435	8,234	8,645	23,089	18,788	－	－		

（注）1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・機関区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金が含まれます。

4. CVA リスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	35	34	—	35	34
	令和7年度	34	33	—	34	33
個別貸倒引当金	令和6年度	53	71	—	53	71
	令和7年度	71	43	—	71	43
合 計	令和6年度	89	106	—	89	106
	令和7年度	106	77	—	106	77

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
医 療 、 福 祉	53	71	71	43	53	71	71	43	－	－
その他のサービス	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	53	71	71	43	53	71	71	43	－	－

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		令和 6 年度					
現金		43	－	43	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け		7,124	－	7,124	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け		2,879	－	2,879	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け		200	－	200	－	40	20
地方公共団体金融機構向け		－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け		1,201	－	1,201	－	120	10
地方三公社向け		100	－	100	－	20	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		11,413	－	11,413	－	2,754	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		400	－	400	－	180	45
カバード・ボンド向け		－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		8,587	106	8,587	27	4,612	54
特定貸付債権向け		－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け		4,002	236	3,995	68	3,943	－
トランザクター向け		－	－	－	－	－	－
不動産関連向け		2,162	－	2,162	－	884	41
自己居住用不動産等向け		2,162	－	2,162	－	884	41
賃貸用不動産向け		－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け		－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け		－	－	－	－	－	－
ADC 向け		－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等		3,655	－	3,655	－	3,655	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		126	4	126	1	166	130
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		2	－	2	－	2	100
取立未済手形		－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付		200	－	200	－	20	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－	－	－	－
株式等		2,052	－	2,052	－	2,052	100
合	計					18,271	

(単位:百万円)

		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リ ス ク ・ ウェイトの 加重平均値 (%)
		オ ン ・ バランス 資産項目	オ フ ・ バランス 資産項目	オ ン ・ バランス 資産項目	オ フ ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額	
		令和 7 年度					
現金		45	－	45	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け		7,235	－	7,235	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け		－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け		3,401	－	3,401	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け		200	－	200	－	40	20
地方公共団体金融機構向け		300	－	300	－	30	10
我が国の政府関係係機関向け		901	－	901	－	90	10
地方三公社向け		－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		11,521	－	11,521	－	2,505	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	300	－	300	－	150	50	
カバード・ボンド向け		－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		5,587	97	5,547	26	3,178	57
特定貸付債権向け	200	－	200	－	70	35	
中堅中小企業等向け及び個人向け		4,183	218	4,181	53	4,109	97
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け		2,473	－	2,473	－	1,050	42
自己居住用不動産等向け	2,473	－	2,473	－	1,050	42	
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－
ADC 向け	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等		2,853	－	2,853	－	3,567	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		125	－	125	－	174	139
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		2	－	2	－	2	100
取立未済手形		－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付		159	－	159	－	15	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－	－	－	－
株式等		2,052	－	2,052	－	2,668	130
合	計					19,675	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	2,879	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	1,201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	9,706	0	1,206	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0
カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	0	0	0	1,102	0	0	0	0	0	0	0	0	5,610	0	0	0
特定貸付債権向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トランザクター向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産関連向け	0	0	0	260	210	681	0	0	0	299	0	0	209	0	0	0
自己居住用不動産等向け	0	0	0	260	210	681	0	0	0	299	0	0	209	0	0	0
賃貸用不動産向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ADC向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取立未済手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	10,047	1,401	0	11,369	210	1,887	0	0	0	299	0	0	6,145	0	0	0

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,124
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,879
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,201
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	11,413
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400
カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	0	300	0	1,601	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,614
特定貸付債権向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	479	0	0	0	0	3,583	0	0	0	0	0	0	0	0	4,063
トランザクター向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産関連向け	501	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,162
自己居住用不動産等向け	501	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,162
賃貸用不動産向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ADC 向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,655	0	0	0	3,655
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	0	0	0	127
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
取立未済手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,052	0	0	2,052
合 計	501	780	0	1,601	0	0	3,586	0	0	0	0	3,958	2,052	0	0	43,841

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和7年度															
現金	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	3,401	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	1,201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	9,914	0	1,105	0	0	0	0	0	0	300	0	0	0
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	0	0	0	602	0	0	0	0	0	0	0	0	3,307	0	0	0
特定貸付債権向け	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トランザクター向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産関連向け	0	0	0	262	204	654	0	0	0	362	0	0	436	0	0	0
自己居住用不動産等向け	0	0	0	262	204	654	0	0	0	362	0	0	436	0	0	0
賃貸用不動産向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ADC 向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取立未済手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	0	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	10,682	1,361	0	10,978	204	1,760	0	0	0	362	0	0	4,049	0	0	0

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,235
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,401
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,201
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	11,521
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300
カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	0	100	0	1,564	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,573
特定貸付債権向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	500	0	0	0	0	3,733	0	0	0	0	0	0	0	0	4,234
トランザクター向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産関連向け	552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,473
自己居住用不動産等向け	552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,473
賃貸用不動産向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ADC 向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,853	0	0	0	2,853
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	101	0	0	0	125
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
取立未済手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	159
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,052	0	0	2,052
合 計	552	601	0	1,564	0	0	3,755	0	0	0	0	3,156	2,052	0	0	41,081

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	24,615	—	—	24,615
40%～70%	6,946	—	—	6,946
75%	765	162	9	780
80%	—	—	—	—
85%	1,574	106	26	1,601
90%～100%	3,933	74	71	3,933
105%～130%	—	—	—	—
150%	3,956	4	37	3,958
250%	2,052	—	—	2,052
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	43,845	347	28	43,889

(単位:百万円)

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	24,987	—	—	24,987
40%～70%	4,964	—	—	4,964
75%	587	163	10	601
80%	—	—	—	—
85%	1,578	97	27	1,564
90%～100%	3,718	54	69	3,755
105%～130%	—	—	—	—
150%	3,156	—	—	3,156
250%	2,052	—	—	2,052
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	41,045	315	25	41,081

(注)「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	7	42	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—
④法人等向け	—	—	—	—	—	—
	—		—		—	
⑤中堅中小企業・個人向け	7	42	—	—	—	—
	—		—		—	
	—		—		—	
⑥不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	—		—		—	
⑧延滞エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
	—		—		—	
	—		—		—	
	—		—		—	
⑩株式等	—	—	—	—	—	—
⑪その他	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項はありません。

■投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

1. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳

(単位:百万円)

	令和 6 年度				令和 7 年度			
	オンバランス取引		オフバランス取引		オンバランス取引		オフバランス取引	
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

2. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	オンバランス 取 引	オフバランス 取 引	オンバランス 取 引	オフバランス 取 引	オンバランス 取 引	オフバランス 取 引	オンバランス 取 引	オフバランス 取 引
15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—				
(i) カードローン	—	—	—	—				
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—				
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—				

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。
3. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	3,345	3,345	4,565	4,565
非 上 場 株 式 等	36	36	36	36
合 計	3,381	3,381	4,601	4,601

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

■出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	0	—
売 却 損	—	92
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	43	531

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,090	1,312	95	82
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	848	1,060		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,090	1,312	95	82
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,047		4,927	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

外国為替取扱高

該当ありません。

外貨建資産残高

該当ありません。

公共債引受額

該当ありません。

公共債窓販実績

該当ありません。

代理貸付残高の内訳 (単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
全国信用協同組合連合会	—	—
商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫	—	—
住 宅 金 融 支 援 機 構	—	—
年 金 資 金 運 用 基 金	—	—
独立行政法人 雇用・能力開発機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	302	261
そ の 他	—	—
合 計	302	261

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通りといたします。

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当信用組合での顧客の接点は、Face to Face が中心であることを鑑み、電子決済等代行業者との連携及び協働は実施しません。実施する場合は、改めてご案内いたします。

手数料一覧

振込金額 振込金融機関	振込金額	
	3万円未満	3万円以上
当信用組合（店内振替）	無料	無料
他 の 金 融 機 関	220円	440円

（上記の手数料には消費税を含んでいます）

内国為替取扱実績 (単位:件、百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	5,667	15,801	5,267	10,599
	他の金融機関から	4,821	5,775	4,819	7,982
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

主要な事業の内容

1. 預金業務
普通預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。
2. 貸出業務
手形貸付、証書貸付、当座貸越を取扱っております。
3. 商品有価証券売買業務
取扱っておりません。
4. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
5. 内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。
6. 外国為替業務
取扱っておりません。
7. 社債受託及び登録業務
取扱っておりません。
8. 金融先物取引等の受託等業務
取扱っておりません。
9. 附帯業務
 - (1) 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金もしくは配当金の支払の取扱い
 - (2) 保護預かり
 - (3) 代理業務
独立行政法人福祉医療機構業務の代理
 - (4) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介
信用協同組合及び信用協同組合連合会
 - (5) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
三井住友信託銀行
 - (6) (3)に掲げる代理業務において、その貸付によって生ずる債務の保証
 - (7) 有価証券の貸付け
 - (8) 地域活性化等業務（内閣府令で定めるものに限る）
 - (9) 法律により信用組合が営むことのできる業務
保険業法により行う保険契約の締結の代理又は媒介

当組合の子会社

該当事項はありません。

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

店 名	住 所	電 話
本 店	〒939-8214 富山市黒崎33番地	076-429-6272

地区一覧

郡 市 別	地区市町村名
下 新 川 郡 医 師 会	黒部市・入善町・朝日町
魚 津 市 医 師 会	魚津市
滑 川 市 医 師 会	滑川市
中 新 川 郡 医 師 会	上市町・立山町・舟橋村
富 山 市 医 師 会	富山市
射 水 市 医 師 会	射水市
高 岡 市 医 師 会	高岡市
氷 見 市 医 師 会	氷見市
砺 波 医 師 会	砺波市
南 砺 市 医 師 会	南砺市
小 矢 部 市 医 師 会	小矢部市

さわやか医信 みんなのきずな

富山県医師信用組合

〒939-8214 富山市黒崎 33 番地
電 話 富山 (076) 429-6272(代)
FAX 富山 (076) 429-6467